

特定外来生物アライグマについて

株式会社 アルファー住宅 鈴木 拓磨

近年、野生化したアライグマが人家に住み着き、天井裏で子供を産んだり、糞尿をしたり農作物を食い荒らすなどの被害が拡大していて、弊社への問い合わせも増えてきています。県内での農業被害額は令和4年度で2,558万円と莫大な被害が発生しており、神奈川県市区町村では生息分布域の縮小と個体数の減少を目的として、捕獲業務を行っています。もともとは北アメリカ原産の中型の哺乳類ですが、日本には1970年代に多く輸入・飼育されるようになり、それに伴い逃亡や放獣などによる野生化が各地で発生したと言われています。雑食性で農作物を加害するほか、人や家畜(ペット)との共通感染症を蔓延させる恐れや、希少な在来生物を捕食する等、生態系への被害も懸念されています。



- 🐾 原産国：北アメリカ
- 🐾 頭胴長：40～60cm
- 🐾 尾 長：20～40cm
- 🐾 体 重：2～20kg
- 🐾 食 性：雑食
- 🐾 寿 命：野生化13～16年・飼育下では22.5年の記録あり

アライグマの捕獲を行う場合には外来生物法に基づく防除の確認・認定、または鳥獣保護法に基づく捕獲許可の手続きが必要となります。

	外来生物法に基づく「確認・認定」	鳥獣保護法に基づく「捕獲許可」
目的	特定外来生物による生態系、人の生命もしくは身体又は農林水産業に係る被害の防止	野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等 (予察捕獲により、外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲も可能)
鳥獣法の禁止猟法等	使用できない (鳥獣を対象とする場合の要件)	許可を受ければ使用可能
捕獲数量・期間	複数年の計画期間で、捕獲数量の上限を設ける必要なし	捕獲数量を決めて申請
捕獲個体の取り扱い	生きている捕獲個体の運搬等を伴う防除が可能	捕獲現場での殺処分又は地方公共団体職員への引き渡し
権限	地方環境事務所長及び地方農政局長 (北海道は農林水産大臣、沖縄県は沖縄総合事務局長)	都道府県知事または地方環境事務所長(権限の一部を市町村長に移譲している場合あり)

注意すべき点としては、外来生物法に基づく防除の確認・認定を受けた場合、外来生物法第4条で規制されている<生きている捕獲個体の運搬や保管>を伴う防除も可能ですが、鳥獣保護法に基づく捕獲許可で認められているのは<捕獲>だけで、<生きてる捕獲個体の運搬や保管>は認められないことです。このため鳥獣保護法に基づき捕獲した場合には、捕獲現場で殺処分を行うか、地

方公共団体による引き取りが可能な場合はその職員へ引き渡すことなどが必要となります。

私たちが被害現場の調査を行う際には、天井裏に残っている足跡や、糞尿により加害獣を判断します。アライグマは指が長く5本がはっきりと分かれ人の手形に似た足跡になります。



アライグマ



ハクビシン



タヌキ



アナグマ

糞の形状はエサや時期によってさまざまに変化するので識別は難しいですが、食べたエサの内容によって泥状のものから固形状のものまで形状や色に変化する。ハクビシンとは違い、ため糞はしないと言われています。

捕獲したアライグマはできる限り苦痛を与えない適切な方法で殺処分を行います。殺処分方法については、＜動物の愛護及び管理に関する法律＞に基づき、化学的または物理的方法により、当該動物を意識の喪失状態にし、心機能または肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法で行うことと定められています。

つい先日環境省より、鹿児島県奄美大島にて特定外来生物のマンガースを根絶したと宣言がありました。45年前に猛毒を持つハブを減らすために持ち込まれましたが、国の特別天然記念物のアマミノクロウサギなどの希少な野生動物が襲われるなどの被害が相次いだため、環境省が20年ほど前から本格的に駆除を進めてきました。

人間の手によって持ち込まれ、増えすぎたり在来生物や希少な野生動物を襲うから根絶するというのも色々な考え方があるかとは思いますが・・・

一部の地域でも根絶に至るまでには膨大な時間と費用を費やすので、ほぼ全国に分布しているアライグマを根絶に至るにはまだまだ時間がかかるかとは思いますが、農業・生態系被害や人獣共通感染症の媒介や健康被害の観点から、私たちの安全な生活を守るために各都道府県で根絶に向けていろいろな防除計画を実施しているので、我々PCO業者も協力していければなと思っております。